## 平成29年3月期 連結ソルベンシー・マージン比率

平成29年3月期の連結ソルベンシー・マージン比率は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

			(単位:白力円)
		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(A)	連結ソルベンシー・マージン総額	4, 245, 473	4, 875, 444
	資本金又は基金等	915, 044	1, 114, 987
	価格変動準備金	161, 032	194, 960
	危険準備金	103, 541	107, 378
	異常危険準備金	784, 613	856, 960
	一般貸倒引当金	663	528
	その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1, 660, 182	1, 691, 455
	土地の含み損益	6, 215	18, 232
	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	△ 11,429	△ 11,817
	保険料積立金等余剰部分	312, 389	392, 649
	負債性資本調達手段等	306, 191	456, 191
	保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		-
	少額短期保険業者に係るマージン総額	=	=
	控除項目	178, 107	183, 210
	その他	185, 137	237, 128
	連結リスクの合計額 $\sqrt{\left(R_1^2 + R_2^2 + R_3 + R_4\right)^2 + \left(R_5 + R_6 + R_7\right)^2} + R_8 + R_9$	1, 142, 234	1, 117, 406
	損害保険契約の一般保険リスク(R <sub>1</sub> )	296, 894	292, 193
	生命保険契約の保険リスク $(R_2)$	16, 049	16, 748
	第三分野保険の保険リスク(R <sub>3</sub> )	9, 667	11, 321
	少額短期保険業者の保険リスク(R <sub>4</sub> )	_	-
	予定利率リスク(R <sub>5</sub> )	66, 052	70,008
	生命保険契約の最低保証リスク(R <sub>6</sub> )	10, 022	9, 773
	資産運用リスク(R <sub>7</sub> )	741, 515	762, 452
	経営管理リスク(R <sub>8</sub> )	27, 629	27, 146
	損害保険契約の巨大災害リスク(R <sub>9</sub> )	241, 277	194, 842
(C)	連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	743. 3%	872. 6%

<sup>(</sup>注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第210条の11の3 (連結ソルベンシー・マージン) および第210条の 11の4 (連結リスク) ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。

(連結ソルベンシー・マージン比率について)

当社グループは、主として損害保険事業および生命保険事業を営む保険会社グループであります。 保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、保険会社グループが保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持し ておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「保険会社グループが保有している資本金・準 備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結対ルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結対ルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結対ルベンシー・アージン比率の計算対象となる範囲は、連結対が表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社(議決権が50%超

の子会社)については重要性にかかわらず、原則として計算対象に含めております。 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社又は保険持株会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。